

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

本制度は、相談窓口(市町社会福祉協議会)でお困りの内容を伺い、相談と貸付を組み合わせ  
て世帯の問題を解決し、生計回復や自立を目指す制度です。

ご利用にあたっては下記のことをあらかじめご理解のうえご相談ください。

## ご利用にあたっての留意事項

- 1 世帯員全員の就労、就学、疾病、収入、負債状況を伺います。
- 2 世帯員全員の了承が必要です。
- 3 申込から返済完了まで、民生委員・社会福祉協議会が支援します。
- 4 返済計画が立たないなど、借入がかえって負担になる場合は貸付できません。
- 5 本資金の借入をしなくても良い方法があれば、そちらを優先します。  
※他所で借りられる場合もそちらが優先されます。
- 6 審査がありますので、借入までには時間がかかります。また、審査結果によっては借りられない場合があります。  
※審査結果にかかわらず、申請書類は返却できませんのでご注意ください。
- 7 債務整理を予定している方は利用できません。
- 8 発注・購入・支払済みの費用は対象になりません。  
※ご相談は本人が直接行ってください。(代理等による相談はお受けしません)



ここが  
変わります!

## 生活福祉資金貸付制度の見直しについて

平成 28 年 2 月から以下のことについて見直します。

世帯の経済状況により、子どもの進路が狭められないよう、教育支援資金を拡充しました。  
特に必要と認められ、かつ将来計画が明確に定められる場合は貸付限度額の 1.5 倍まで増額が可能  
となります。(詳細は 3 ページ参照)

※資金使途を明確にした積算資料の提出が必須となります。

※金額に関わらず、全ての教育支援資金申込みに、「誓約書・将来目標」を提出していただきます。



# 1 総合支援資金

**対象:** 離職世帯、低所得世帯 **貸付利率:** 年 1.5% (連帯保証人がいる場合は無利子)  
 日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援 (就労支援・家計指導等) と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯で、次のいずれの要件にも該当する世帯

- ① 低所得であって、収入の減少や失業等によって生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること (失業の場合、申請日において 65 歳未満であって、かつ離職の日から 2 年以内であること)
- ② 公的な書類等で本人確認ができること
- ③ 現に住居を有していることまたは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④ 社会福祉協議会および関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること (自立計画書の作成)
- ⑤ 社会福祉協議会が貸付および関係機関とともに支援を行うことによって、自立した生活を営むことが見込まれ、返済が見込まれること
- ⑥ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の公的給付または公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ⑦ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業所へ相談すること

**生活支援費**  
**貸付限度額:** 2人以上世帯 月額 20 万円以内  
 単身世帯 月額 15 万円以内  
 (貸付期間: 3 か月)  
**据置期間:** 6 か月以内  
**返済期限:** 据置期間経過後 10 年以内  
**用途内容:** 生活再建までの間に必要な生活費用  
※貸付期間は、必要と認められた場合のみ延長できます。  
 ※貸付月額は、家計チェックを行いながら、必要最小限の金額とします。

**住宅入居費**  
**貸付限度額:** 40 万円以内  
**据置期間:** 貸付の日から 6 か月以内  
 (生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内)  
**返済期限:** 据置期間経過後 10 年以内  
**用途内容:** 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用  
※不動産業者等へ直接送金となります。  
 ※住居確保給付金と併用する貸付です。

**一時生活再建費**  
**貸付限度額:** 60 万円以内  
**据置期間:** 貸付の日から 6 か月以内  
 (生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内)  
**返済期限:** 据置期間経過後 10 年以内  
**用途内容:** 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 (例: 電気、ガス、水道の回復等)  
※借返済の費用としての利用はできません。



# あなたの暮らしをサポートする 4つの貸付資金です。

# 3 教育支援資金

## 教育支援費

**貸付限度額:** 月額 35,000 円 高等学校 (専修学校の高等課程含む)  
 月額 60,000 円 高等専門学校  
 月額 60,000 円 短期大学 (専修学校の専門課程含む)  
 月額 65,000 円 大学  
※特に必要と認められ、かつ将来計画が明確に定められる場合は、上記金額の 1.5 倍まで増額が可能です。  
**据置期間:** 卒業後 6 か月以内  
**返済期限:** 据置期間経過後 12 年以内  
**貸付利率:** 無利子  
**対象:** 低所得世帯  
**用途内容:** 学校教育法に規定する高等学校 (中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。以下、「高等学校」という。)、大学 (短期大学および専修学校の専門課程を含む。) または高等専門学校に就学するのに必要な経費  
**例** 授業料、学校納入費用、参考書、学用品、交通費

## 就学支度費

**貸付限度額:** 50 万円以内 **据置期間:** 卒業後 6 か月以内 **返済期限:** 据置期間経過後 12 年以内  
**貸付利率:** 無利子 **対象:** 低所得世帯  
**用途内容:** 学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費  
**例** 入学金等で入学時に学校へ納入する経費。制服、靴、体操着等、学校の指定で入学時に一括して購入するもの  
※日本学生支援機構の奨学金、金融機関 (教育資金ローン) 等、他の教育資金が利用可能な世帯への貸付はできません。

# 2 福祉資金

## 福祉費

**貸付限度額:** 下記参照 **据置期間:** 6 か月以内 **貸付利率:** 年 1.5% (連帯保証人がいる場合は無利子)  
**対象:** 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 (日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯)  
**用途内容:** 日常生活を送る上で、または自立生活を資するため、一時的に必要であると見込まれる経費

資金の目的	貸付上限額の目安	返済期限 (据置期間経過後)
生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間 ● 6 か月程度 130 万円 ● 1 年程度 220 万円 ● 2 年程度 400 万円 ● 3 年以内 580 万円	8 年以内
住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8 年以内
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8 年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	● 療養期間が 1 年を超えないとき 170 万円 ● 1 年を超え 1 年 6 か月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230 万円	5 年以内
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中に生計を維持するために必要な経費	● 介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないとき 170 万円 ● 1 年を超え 1 年 6 か月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230 万円	5 年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円	7 年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3 年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3 年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3 年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3 年以内

# 4 不動産担保型生活資金

## 不動産担保型生活資金

**貸付限度額:** 土地の評価額の 7 割  
**貸付月額:** 30 万円以内 (※貸付月額は、家計チェックを行いながら、必要最小限の金額とします)  
**据置期間:** 契約終了後 3 か月以内  
**返済期限:** 据置期間終了まで一括返済  
**貸付利率:** 年 3% または長期プライムレートのいずれか低い方  
**対象:** 高齢低所得世帯 (土地評価額が 1,500 万円以上必要)  
**用途内容:** 居住用不動産を担保にし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

## 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

**貸付限度額:** 土地と建物の評価額の 7 割  
**貸付月額:** 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内  
**据置期間:** 契約終了後 3 か月以内  
**返済期限:** 据置期間終了時まで一括返済  
**貸付利率:** 年 3% または長期プライムレートのいずれか低い方  
**対象:** 要保護高齢者世帯 (土地と建物の評価額が 500 万円以上必要)  
**用途内容:** 要保護世帯が居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費  
※詳しくはお住まいの所轄の福祉事務所へご相談ください。

## 緊急小口資金

**貸付限度額:** 10 万円以内 **据置期間:** 2 か月以内 **貸付利率:** 無利子  
**返済期限:** 据置期間経過後 12 か月以内  
**対象:** 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯  
**用途内容:** 緊急かつ一時的に生計維持が困窮となった場合に必要少額に費用

- ① 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要とき
  - ② 給与等の盗難または紛失によって生活費が必要とき
  - ③ 火災等被災によって生活費が必要とき
  - ④ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき
- ※原則として、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業所へ相談することが必要です。

**例** ア. 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに必要な生活費  
 イ. 休業等による収入減で、復職後、初めての収入が入るまでの生活費や、就職後、初回給料までの生活費  
 ウ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金等を支払ったことで不足した生活費  
 エ. 事故等によって、損害を受けたことによる支出増 (ただし、借受人の日常生活に支障をきたすことに限る)  
 オ. 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅への転居に必要な敷金等の支払いによる支出増



# 相談・貸付から償還(返済)までの流れ

1か月程度時間がかかります※

## ① 相談

お住まいの市町社会福祉協議会または民生委員にご相談ください。本貸付は「世帯への貸付・支援」となりますので、ご家族の状況・収入・負債等の世帯状況や、今回お困りの内容について詳しくお伺いします。

## ② 申込書類の準備

相談の中で、資金の申し込みが適切と判断した場合は、資金種類に応じて必要な書類を整えていただきます。必要書類は資金の利用目的や世帯の状況によって異なります。

## ③ 民生委員との面接 (※緊急小口資金は除く)

民生委員がご自宅を訪問するなどの方法で面接いたします。資金借入れの必要性や、世帯の状況についてお伺いします。

## ④ 申し込み

借入申込書、必要書類等を、市町社会福祉協議会へ提出してください。その後、市町社会福祉協議会から愛媛県社会福祉協議会へ提出されます。

## ⑤ 審査

貸付について、愛媛県社会福祉協議会が審査を行います。  
※審査前後に再度お話を伺ったり、書類の追加提出をお願いする場合があります。

## ⑥ 貸付決定

貸付の可否について、文書で連絡します。  
審査の結果によって、貸付ができない場合があります。

## ⑦ 借用書作成

借用書に、借受人(連帯借受人、連帯保証人を設定している場合はそれらの方も含め全員)が自筆で署名し、実印を押印してください。署名・捺印した方全員の印鑑登録証明書を添付して市町社会福祉協議会へ提出してください。

## ⑧ 資金交付

借用書は、市町社会福祉協議会を経て、愛媛県社会福祉協議会に提出されます。確認の後、資金を交付します。資金交付後、借り入れた資金で購入・支払いした内容を証明する書類(領収証等)を提出してください。

## ⑨ 分割交付

教育支援資金や総合支援資金等、一定期間にわたって借り入れる場合は、分割して資金を交付します。  
資金交付にあたっては、在学状況や世帯・生活・就職活動の状況等を確認いたします。

## ⑩ 据置期間

資金交付後(教育支援資金の場合は、当該の学校を卒業後)、定められた一定期間範囲内で償還(返済)までの準備期間として据え置くことができます。

## ⑪ 償還(返済)

償還(返済)開始後、「償還(返済)計画」に基づいて毎月償還(返済)することになります。  
原則として指定金融機関からの口座振替(口座引き落とし)による償還(返済)となります。  
償還(返済)が完了するまで、市町社会福祉協議会の職員と民生委員が相談・支援いたします。

## ⑫ 償還(返済)完了

貸付決定時に定め、借用書に記載されている償還(返済)期間・回数で返済していただきます。償還(返済)が完了しましたら、借用書を返却いたします。

※上記はあくまで一例となります。利用される資金種類や相談状況によって、手順が変わることもあります。

※申し込みから資金交付までは1か月程度かかります。

※「緊急小口資金」は1週間前後で資金交付となります。

※福祉費のうち「生業を営む為に必要な経費」は、審査の関係上、2~3か月かかることがあります。

※不動産担保型生活資金は、上記手順と異なります。

# 必要書類



- (1) 借入申込書 (相談の中で資金の申し込みが適切と判断した場合にお渡しします)
- (2) 収入および納税を証明する書類、住民票 (発行されて3か月以内のもの)
- (3) 「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の写し
- (4) その他、社会福祉協議会の指定する書類

※下記の必要書類は例示です。その他の書類の提出をお願いする場合があります。

対 象	必要添付書類
<b>総合支援資金</b> (生活支援費) (住宅入居費) (一時生活再建費)	<b>【本人が確認できる書類】</b> 健康保険証 (写) および住民票 <b>【世帯の状況が明らかになる書類】</b> 住民票 (世帯全員分) <b>【連帯保証人の資力が明らかになる書類】</b> 市町村民税課税証明書 <b>【計画書】</b> 自立計画書※ <b>【他の公的給付制度の利用や申請の状況がわかる書類】</b> 失業等給付、生活保護、年金等の申請・受給証明書等 (住居入居費の申込みの場合は上記、書類に加えて次の書類も必要です) 不動産賃貸契約書 (写)、入居住宅に関する状況通告書 (写)、住居確保給付金支給対象者証明書 (写)、借用書※
<b>福祉資金</b> <b>福祉費</b>	<b>生業を営むために必要な経費</b> <b>【計画書】</b> 事業計画書※ <b>【見積書】</b> 機械器具、設備品、資材、商品購入、自動車の購入に関する見積書、カタログ、パンフレット等 <b>【許可書等】</b> 運転免許証 (写)、はり・きゅう・マッサージ業の免許書 (写)、営業許可証 (写)、軽車両運送業届出書 (写)、自動車保管場所確認書 (写)、雇用契約書、漁船登録証 (写)、各業者による免許・資格・登録等 (写) <b>【契約書】</b> 店舗・事業所等の借用契約書 (写)、補修・改造確認書、賃貸契約書 (写)、売買契約書 (写)、業者指定委託契約書等
	<b>技能習得に必要な経費およびその期間中に生計を維持するために必要な経費</b> <b>【証明書等】</b> 在学証明・入学許可証 (写)、自動車教習所入所許可書 (写)、技能習得期間の案内・パンフレット等
	<b>住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費</b> <b>【見積書等】</b> 工事見積書 (写)、改修前後の見取図・写真等 <b>【証明書等】</b> 固定資産証明書 (写)、地主等の承諾書 (借地・借家の場合)
	<b>福祉用具等の購入に必要な経費</b> <b>【見積書等】</b> 機能回復訓練器具・日常生活の便宜を図るための用具等の見積書 (写)、カタログ等
	<b>障がい者自動車の購入に必要な経費</b> <b>【証明書等】</b> 運転免許証 (写)、障がい者手帳 (写)、自動車保管場所確認書 (新規購入)、自動車検査証 (写) ◎購入後で可
	<b>中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費</b> <b>【通知書等】</b> 特別措置対象該当通知書 (写)、追納保険料納付書 (写)
	<b>負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</b> <b>【療養費証明書等】</b> 医師の診断書、医療費の概算書、経費見積書、診療報酬明細書等
	<b>介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中に生計を維持するために必要な経費</b> <b>【介護等費用証明書等】</b> 介護保険被保険者証 (写)、サービス利用票等介護保険利用者に交付される書類 (写) 等、障害者サービス利用者に交付される書類 (写)
	<b>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</b> <b>【証明書】</b> 官公署が発行する罹災証明書、固定資産証明書
	<b>冠婚葬祭に必要な経費</b> <b>【証明書】</b> 婚姻の証明 (挙式会場の予約証明書・費用見積書 (写)、結婚後の住民票 (写) 等)、出産証明 (母子手帳 (写))、死亡診断書 (写)、葬儀費用見積書 (写) 等
<b>住居の移転等、給排水設備等に必要な経費</b> <b>【証明書】</b> 引越にかかる見積書 (写)、入居・工事にかかる見積書 (写)、賃貸契約書 (写) ◎貸付決定後でも可	
<b>その他日常生活上一時的に必要な経費</b> <b>【見積書等】</b> 用途が明確となる書類 (証明書・見積書・領収書等)	
<b>福祉資金</b> (緊急小口資金)	<b>【証明書等】</b> 健康保険証 (写) および住民票 (世帯分)
<b>教育支援資金</b> (教育支援費)	<b>【証明書等】</b> 在学証明書・入学許可証・合格通知書 (写)、学費が明らかになる書類、誓約書等
<b>教育支援資金</b> (就学支援費)	<b>【証明書等】</b> 合格通知書 (写)、入学金の金額が明らかになる書類、見積書、誓約書等
<b>不動産担保型</b> <b>生活資金</b>	詳しくは社会福祉協議会の窓口でご確認ください。

※様式は取り扱い社会福祉協議会の窓口でお渡しします。



# 生活福祉資金利用のご相談は、 お住まいの市町社会福祉協議会へ

No.	市町名	郵便番号	住 所	建物名	TEL
1	松山市	790-0808	松山市若草町8番地2	松山市総合福祉センター	089-941-4232
2	今治市	794-0043	今治市南宝来町1丁目9-8	今治市総合福祉センター	0898-22-6063
3	宇和島市	798-0003	宇和島市住吉町1丁目6番地16号	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
4	八幡浜市	796-0010	八幡浜市松柏乙1101番地	八幡浜市保健福祉総合センター2階	0894-23-2940
5	新居浜市	792-0031	新居浜市高木町2番60号	新居浜市総合福祉センター	0897-47-4976
6	西条市	799-1371	西条市周布606番地1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
7	大洲市	795-0064	大洲市東大洲270番地1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
8	伊予市	799-3127	伊予市尾崎3番地1	伊予市総合保健福祉センター	089-982-0393
9	四国中央市	799-0404	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	四国中央市福祉会館	0896-28-6127
10	西予市	797-1212	西予市野村町野村12号15番地	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
11	東温市	791-0212	東温市田窪300番地2	東温市農村環境改善センター	089-955-5535
12	上島町	794-2550	越智郡上島町生名2133番地3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
13	久万高原町	791-1501	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	美川保健センター	0892-56-0750
14	松前町	791-3120	伊予郡松前町大字筒井710番地1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
15	砥部町	791-2132	伊予郡砥部町大南719番地	砥部町老人福祉センター	089-962-7100
16	内子町	791-3392	喜多郡内子町内子1515番地	内子町役場内子分庁	0893-44-3820
17	伊方町	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦866	伊方町中央保健センター2階	0894-38-2360
18	松野町	798-2101	北宇和郡松野町大字松丸1661-13	ふれあい福祉センター	0895-42-0794
19	鬼北町	798-1341	北宇和郡鬼北町近永782	鬼北町総合福祉センター	0895-45-3709
20	愛南町	798-4110	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	御荘老人福祉センター	0895-70-1251

●制度に関するお問い合わせは

**社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会（福祉資金課）**

**TEL089-921-8384**（月～金 9:00～17:00）土・日・祝祭日除く **FAX 089-921-5289**

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

2016.3月 4,000部作成